入　札　説　明　書

京都府立こども発達支援センター電子カルテシステム更新業務委託に係る入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和８年 11 月６日

２　契約担当者　京都府知事　西脇　隆俊

３　担当部局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府健康福祉部障害者支援課
電話番号　(075)414-4671
メールアドレス：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

４　入札に関する事項
(1) 業務の名称及び数量
京都府立こども発達支援センター電子カルテシステム更新業務一式
(2) 業務の仕様等
仕様書のとおり
(3) 業務を行う日
契約締結日から令和９年３月 31 日まで
(4) 業務を行う場所等
仕様書のとおり

５　入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

６　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならず、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
(1) 過去５年間に京都府立こども発達支援センターと同等規模以上の診療所等における電子カルテシステムの導入、更新、開発・運用支援等、本業務と同種の契約を複数締結し、かつ、適正に履行した実績を有する者であること。
(2) 次のアからキのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者
イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をした者であっては更生計画の認可がなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始申立をした者にあっては再生計画の認可がなされている者
ウ 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしていない者

エ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の４月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有する者

オ 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるいずれかに該当しない者

（ア）法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ）暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（ク）暴力団及び（ア）～（キ）に定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない者

7　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア　提出期間

令和８年 11 月６日（金曜日）から令和８年 11 月 12 日（木曜日）午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時半まで（土曜日、日曜日及び祝日法に基づく休日を除く。）

イ　提出方法

３の場所へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 申請書の入手方法

ア 原則として、(1)に記載の申請書の提出期間に、京都府ホームページ（京都府健康福祉部障害者支援課ホームページ）からダウンロードすること。

イ 窓口での交付を希望される場合は、京都府健康福祉部障害者支援課（電話番号は３に記載のとおり）に問い合わせの上、(1)に記載の申請書の提出期間に交付を受けること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成

年者、成人被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書
※発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

イ 府税納税確認書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
※発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 取引使用印鑑届

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 誓約書

ク 一般競争入札参加資格審査申請書

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8　参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立こども発達支援センター電子カルテシステム更新業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9　資格審査結果の通知及び参加資格の有効期間

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。なお、参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年３月 31 日までとする。

10　参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（８の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

11　参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（５に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格　承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12　参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後３年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
エ 地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13　入札手続等

(1) 入札の日時及び場所
ア 日　時　令和８年 11 月 18 日（水曜日）午前 11 時から
イ 場　所　京都府庁西別館 IT サポートステーション

(2) 入札の方法
ア 入札書（別紙様式１）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立こども発達支援センター電子カルテシステム更新業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は２回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

入札書には、撤去費、移設費、据付費、接続工事費、調整費等この業務に要する一切の諸経費を含めた金額（税抜き）を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
カ 同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和５２年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第２項各号に該当する場合は、免除する。

16 入札保証金

免除する。

17 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 その他

(1) １から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
(3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。